

平成28年11月15日

教職員各位

事務局長 吉留 義史

冬季の省エネルギー対策について（お願い）

冬季の暖房シーズンを迎え、電気の需要量が増します。省エネ法により、本学は第二種エネルギー管理指定事業場（※注1）となっており、毎年、前年度エネルギー使用の1%以上の省エネ目標が課せられています。各教職員においては下記のとおり節電を心掛けていただき、ひいては経費節減にご協力願います。

記

1. エアコンの暖房温度は20℃に設定すること。
フィルターの汚れは過剰な電力消費及び故障の原因になるので、研究室及び実験室のフィルター清掃を実施すること。
2. パソコン等OA機器は、使用しない時はシャットダウンするなど電力消費軽減の努力を行うこと。
3. 長期間使用しない実験機器等及び電気製品のプラグをコンセントから抜くこと。
4. 廊下・トイレなどの照明は、必要でない時は、消灯しておくこと。
5. 昼休みは、原則、部屋の照明を消灯すること。
6. 研究室等を授業等で留守にする場合は、照明・エアコンを必ず消すこと。
7. 使用していない教室・実験室・研究室等の照明・エアコンは必ず消すこと。
教室については授業終了時に各教員において必ず消すこと。
暖房使用期間は、12月より3月中旬とする。
但し、授業や業務に差し支えある室温になった場合、適宜、暖房を使用できる。
8. 年末年始は、節電等のため大学全体を原則、完全休業とします。
(但し、女子寮は別途扱う)

(※注1) 第二種エネルギー管理指定事業場とは、年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500k1以上3,000k1未満の工場・事業場のことをいいます。